

農業経営支援資金（災害資金）貸付のご案内 （貸付限度額500万円）

●資金の目的

令和8年8月の大雨により被害を受けられた農業者の皆様の農業経営の維持回復を図るため、経営再建のために必要な資金（農業用施設等の購入・修繕費等、肥料・農薬等の購入費など）に対し、無利子で貸付を行います。

●借入者の資格、貸付要件

令和8年8月27日（木）～30日（日）の大雨により被害を受け、次に掲げる要件のいずれかを満たす農業者等
（農業協同組合の長または市町長の被災証明が必要です。）

資金使途 ^{※1}		貸付限度額	貸付金利	償還期間
農業用施設等に被害を受けた農業者等	農業用施設等の購入・設置・修繕・撤去費	500万円 （損失額以下）	無利子 ^{※2}	5年以内 （うち据置1年以内）
減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上である農業者等	種苗・肥料・農薬等の購入費			

※1 借入申込後に購入や撤去等を行うものが対象です。

※2 県・市町・JAグループの助成により、無利子となります。

●保証料

資金の借入に当たって必要となる福井県農業信用基金協会の保証については、JAグループが全額負担することにより、農業者の皆様の保証料負担はありません。

●申請窓口機関

各農業協同組合

●受付期間

令和8年9月8日（火）～令和9年3月31日（水）

●お問い合わせは、お近くの被災農家相談窓口

福井県内の各JA、農林総合事務所（嶺南振興局）農業経営支援部・課へ